

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人 生態工房	実績判定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
-----	----------------	--------	----------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること	チェック欄
	○

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	自		平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日
至		平成27年3月31日	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	平成 年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		(はい)・いいえ	はい・(いいえ)	(はい)・いいえ	はい・(いいえ)	(はい)・いいえ	はい・いいえ

【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
		109人	84人	103人	94人	188人	人	A
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	60月

$$\begin{array}{l}
 \text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数} \\
 \hline
 \begin{array}{|c|c|c|} \hline A & 578人 & \times 12 \\ \hline \end{array} \\
 \hline
 \text{実績判定期間の月数} \\
 \begin{array}{|c|c|} \hline B & 60月 \\ \hline \end{array}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline 115人 \\ \hline \end{array}
 \geq 100人$$

↑  
小数点以下は切り捨てます。

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。  
例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていないならば、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人 生態工房	チェック欄																																								
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		○																																								
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>																																										
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実績判定期間</div>																																										
すべての事業活動に係る金額等	.....	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 15%;">(指標: )</td> <td style="width: 80%; text-align: right;">178,670,945 円</td> </tr> </table>	①	(指標: )	178,670,945 円																																					
①	(指標: )	178,670,945 円																																								
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	.....	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">②</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 80%; text-align: right;">333,318 円</td> </tr> </table>	②		333,318 円																																					
②		333,318 円																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 55%;">イ</td> <td style="width: 20%;">①</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td>①</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ</td> <td>②</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td>②</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ</td> <td>③</td> <td style="text-align: right;">333,318 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ</td> <td>④</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td>④</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ</td> <td>⑤</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td>⑤</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>①</td> <td style="text-align: right;">333,318 円</td> </tr> </table>				イ	①	0 円		会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0 円		イ	②	0 円		会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	0 円		ロ	③	333,318 円		ロ	④	0 円		ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円		ニ	⑤	0 円		ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円		合 計 (①+②+③+④+⑤)	①	333,318 円
	イ	①	0 円																																							
	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0 円																																							
	イ	②	0 円																																							
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	0 円																																							
	ロ	③	333,318 円																																							
	ロ	④	0 円																																							
	ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円																																							
	ニ	⑤	0 円																																							
	ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円																																							
	合 計 (①+②+③+④+⑤)	①	333,318 円																																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">基準となる割合 (②÷①)</div>																																										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">③</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 80%; text-align: right;">0.18%</td> </tr> </table>	③		0.18%																																					
③		0.18%																																								

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 生態工房	チェック欄
-----	----------------	-------

3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

(1) 役員及びその親族等

(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	平成26年4月1日～平成27年3月31日	7人	0人	0%	0人	0%
㉒	平成27年4月1日～平成28年3月31日	7人	0人	0%	0人	0%
㉓	平成28年4月1日～平成29年3月31日	6人	0人	0%	0人	0%
㉔	平成29年4月1日～平成30年3月31日	6人	0人	0%	0人	0%
㉕	平成30年4月1日～平成31年3月31日	6人	0人	0%	0人	0%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		6人	0人	0%	0人	0%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい ・ <input type="radio"/> いいえ	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかでない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 生態工房	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		7人	7人	6人	6人	6人	人	6人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人

役員 の 内 訳

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	就任・退任年月日
安部 邦昭		理事		○	○	○	○	○		○	平成14年7月2日就任
佐藤 方博		理事		○	○	○	○	○		○	平成14年7月2日就任
田尾 恭子		理事		○	○	○	○	○		○	平成14年7月2日就任
赤松 良彦		理事		○	○	○	○	○		○	平成20年10月24日就任
片岡 友美		理事		○	○	○	○	○		○	平成21年5月16日就任
國島 良臣		監事		○	○	○					平成22年6月1日就任 平成28年6月12日退任
北澤 哲弥		監事		○	○	○	○	○		○	平成22年6月1日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 生態工房		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
金銭出納帳	手書きノート	都度	7年
総勘定元帳	会計ソフト「会計王」(電子帳簿)	月1回	7年
仕訳帳	会計ソフト「会計王」(電子帳簿)	月1回	7年
棚卸資産台帳	Excel 使用ルーズリーフ	年1回	7年
給与台帳	Excel 使用ルーズリーフ	年1回	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 生態工房	チェック欄
-----	----------------	-------

- 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
- ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	178,670,945 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	178,670,945 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。  
 ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	11,403,002 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	11,403,002 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

## (注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。



## 役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人 生態工房		
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注1)</sup>にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>			
1 役員に対する報酬又は給与の支給			
氏名	職名	支給期間等	支給金額
		平成26年4月1日～令和元年7月4日	(給与) 19,952,534 円
		平成26年4月1日～令和元年7月4日	(給与) 20,638,199 円
			円
			円
			円
			円
2 役員の親族等 <sup>(注2)</sup> である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
(注2)「役員の親族等」とは、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。			
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集計期間	平成26年4月1日～令和元年7月4日		
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額		
23人	73,747,603 円		

## (注意事項)

- 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2 (初葉)

法人名	特定非営利活動法人 生態工房				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注)</sup>にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
(別紙1のとおり)				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

## (注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
(別紙2のとおり)				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[Redacted]		平成26年 11月14日	10,000円	水辺保全活動支援
		平成29年 11月21日	4,500円	活動支援
		平成30年 3月6日	3,000円	活動支援
		平成30年 2月28日	3,000円	活動支援
		平成31年 3月22日	3,000円	活動支援
		平成30年 10月6日	10,000円	活動支援
		平成30年 4月25日	3,000円	活動支援

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

別紙1 役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (1)資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容(※)	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		手ぬぐい1	H26.7.24	1,040 円	定価の2-3割引
		Tシャツ1, トートバッグ1	H26.8.29	3,150 円	〃
		下敷き2, 書籍1	H27.9.28	1,288 円	〃
		手ぬぐい1	H26.7.8	756 円	〃
		Tシャツ1, 手ぬぐい1	H26.9.4	2,156 円	〃
		手ぬぐい2	H28.3.31	1,400 円	〃
		Tシャツ2	H29.3.30	2,800 円	〃
		手ぬぐい1	H30.9.27	1,050 円	〃
		手ぬぐい1, マスキングテープ2	H30.11.22	1,960 円	〃
		Tシャツ1	H26.7.26	1,400 円	〃
		手ぬぐい1	H26.9.17	910 円	〃
		Tシャツ1	H27.8.2	1,400 円	〃
		トートバッグ1, 肩掛けバッグ1	H28.5.4	5,696 円	〃
		手ぬぐい1	H28.11.30	910 円	〃
		トートバッグ1, 手ぬぐい2	H29.7.27	4,060 円	〃
		手ぬぐい1, マスキングテープ2	H30.9.19	1,960 円	〃
		Tシャツ6, 手ぬぐい1	H26.9.17	9,310 円	〃
		書籍3	H26.12.5	840 円	〃
		書籍3	H26.12.25	2,100 円	〃
		手ぬぐい1	H27.9.30	910 円	〃
		Tシャツ1	H30.5.29	1,400 円	〃
		手ぬぐい1	H26.9.17	910 円	〃
		手ぬぐい1, 肩掛けバッグ1	H26.9.26	4,366 円	〃
		手ぬぐい1	H27.1.26	910 円	〃
		Tシャツ1	H27.7.16	1,400 円	〃
		Tシャツ2	H27.9.8	2,800 円	〃
		手ぬぐい1	H27.12.26	490 円	〃
		手ぬぐい2	H28.4.22	1,400 円	〃
		Tシャツ2	H29.3.31	2,800 円	〃
		Tシャツ1	H29.7.24	1,400 円	〃
		Tシャツ1, 手ぬぐい1	H30.2.28	2,156 円	〃
		手ぬぐい3	H27.4.15	3,060 円	〃
		Tシャツ1	H29.7.21	1,400 円	〃
		手ぬぐい3, トートバッグ1	H29.12.14	4,550 円	〃
		手ぬぐい1	H27.10.28	910 円	〃
		マスキングテープ1	H30.7.23	520 円	〃
		下敷き1, 手ぬぐい1	H30.10.17	1,204 円	〃
		手ぬぐい12	H30.8.10	12,460 円	〃
		Tシャツ1	R1.5.30	1,400 円	〃
		ポストカード1	H30.9.19	420 円	〃
		下敷き1	H30.9.26	294 円	〃

※自社商品、数字は購入数

別紙2 役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	役務提供の内容	役務の提供 年月日	対価の額	その他の取引条件等
		解説ボランティア養成講座(2日間)講師謝礼	H26.6.28, H27.7.17	80,000 円	同様企画の講師謝礼を参考 に算出
		さいたま桜環境センター 準備業務委託	H27.3.31	50,000 円	請求に基づく
		かいぼりボランティア研 修会講師謝礼	H29.8.26	23,800 円	委託元の謝礼支払規程 に基づく
		さいたま桜環境センター 準備業務委託料	H27.3.31	800,000 円	請求に基づく
		さいたま桜環境センター 運營業務委託料	H27.8.28~ R1.5.30	8,618,500 円	当会との覚書に基づく
		県立小雀公園ビオトープ 管理業務委託料	H28.3.31	140,000 円	〃
		新日鉄住金ビオトープコ ンサル業務委託料	H31.2.1	459,000 円	〃
		上尾市かいぼりシンポ 講演料	H30.12.10	15,000 円	委託元の謝礼支払規程 に基づく
		かいぼり研修講師謝礼	H26.11.2	20,000 円	同様企画の講師謝礼を 参考に算出
		アカミガメ防除講習会 講師謝礼	H26.7.20, H27.9.23	35,000 円	同様企画の講師謝礼を 参考に算出
		アカミガメ防除本原稿 謝礼	H26.10.4	5,000 円	助成元の謝礼支払規程 に基づく
		淡水ガメ情報交換会講 演料	H26.12.24	10,000 円	同様企画の講師謝礼を 参考に算出
		薬師池公園かいぼり運 営委託料	H28.11.30	72,576 円	請求に基づく
		金山調節池かいぼり運 営委託料	H28.11.30	106,920 円	〃
		占春園かいぼり運営委 託料	H31.3.31	58,320 円	〃

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 生態工房	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意
※閲覧に関する細則 (社内規則) 等がある場合には、その細則 (社内規則) 等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等 (定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者 (役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

特定非営利活動法人 生態工房  
閲覧規程

**(趣旨)**

**第一条**

この規程は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。) 第二十八条第三項の規定による特定非営利活動法人に係る書類の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

**(閲覧の場所)**

**第二条**

法第二十八条第三項の規定による特定非営利活動法人の事務所とは、特定非営利活動法人 生態工房 定款における主たる事務所(以下、「閲覧所」という。)とする。

**(閲覧時間)**

**第三条**

閲覧所における書類(法第二十八条第二項及び第三項の規定により閲覧に供する書類をいう。以下同じ。)の閲覧時間は、午前十時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)とする。ただし、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し閲覧日時を指定することができる。

**(閲覧所の休業日)**

**第四条**

閲覧所の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第百七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日(前二号に掲げる日を除く。)
- 四 国の行事で特に休日と定められた日

**(臨時休業等)**

**第五条**

書類の整理その他必要があるときは、前二条の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を次に掲げる場所において掲示する。

特定非営利活動法人 生態工房のホームページ内

**(閲覧申請書の提出)**

## **第六条**

書類を閲覧しようとする者は、閲覧申請書（様式1号）に住所、氏名、閲覧しようとする書類の種類その他必要な事項を記入し、閲覧希望日の1週間前までに係員に提出しなければならない。

### **（事務所据え置き書類）**

## **第七条**

前条の事務所備え置きの対象とする書類は、特定非営利活動促進法第52条第4項、第54条第5項、第62条に定められた別表1に掲げるものとし、第二条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「閲覧可能期間」として表示しているものについては当該期間分の書類を公開する。ただし、当該書類に含まれる個人情報には公開対象から除外する。

### **（禁止行為）**

## **第八条**

書類を閲覧する者は、書類を汚損し、若しくは破損し、又は閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

### **（閲覧の停止又は禁止）**

## **第九条**

係員は、書類を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- 一 前条の規定に違反したとき。
- 二 係員の指示に従わないとき。
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

## **附 則**

この規定は、平成29年6月10日から施行する。



別表 1

番号	書類の名称	閲覧可能期間
①	定款等（定款、認証及び登記に関する書類）	最新版のみ
②	事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿）	※ 1
③	認定の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	認定の有効期間中
④	認定の申請書に添付した寄付金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類	認定の有効期間中
⑤	前事業年度の役員報酬規程	※ 1
⑥	前事業年度の収益の明細など法第 5 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号に掲げる書類	※ 1

※ 1 作成日から翌々事業年度の末日までの期間

(様式1号)

## 閲覧申請書

年 月 日

認定 NPO 法人 生態工房 理事長 殿

(閲覧申請者)

ふりがな  
氏名

印

住所 〒

電話番号

所属 (勤務先、学校名等)

下記のとおり、閲覧の申請をします。

記

太枠内の該当する項目にチェックするとともに、必要事項を記入してください。

閲覧目的	
閲覧書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書等 ( _____ 年度) <input type="checkbox"/> 役員名簿 ( _____ 年度) <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 寄附者名簿 ( _____ 年度) <input type="checkbox"/> 認定 NPO 報告書類 ( _____ 年度) <input type="checkbox"/> その他【文書名 : _____】 ( _____ 年度)

以上

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 生態工房
-----	----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・ <del>無</del>	有・ <del>無</del>	有・ <del>無</del>	有・ <del>無</del>	有・ <del>無</del>	有・無	有・ <del>無</del>
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>設立年月日</td> </tr> </table>		事業年度	設立年月日
事業年度	設立年月日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 生態工房	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

## 寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人 生態工房
-----	----------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
生きものの生息環境の保全、管理事業	生物多様性の保全・復元。外来生物の防除、水鳥の生息環境保全。緑地の管理・活用の支援。市民参加による草はらの創出と管理。	随時	公園・緑地各所	延 1235人	公園や緑地の利用者 800,000人	800,000円
自然との共生を目的とした環境学習事業	緑地保全のための市民参加プログラムの推進。環境教育施設の運営	随時	公園・緑地各所	延 400人	公園や緑地の利用者、観察会等の参加者 50,000人	800,000円
本法人の目的を達成するために必要な広報事業	生物多様性の保全復元に関する知見の蓄積と公表。情報交換会やシンポジウムの開催。野生生物に関心を高めるための商品企画・販売。	随時	事務局、各種学会等	延 400人	学会・シンポ参加者、出版物の購読者等 30,000人	800,000円
保全・管理及び環境学習を推進するための人材育成事業	保全活動を担う市民の育成。インターンシップ。校外学習の支援。	随時	公園・緑地各所、事務局等	延 200人	講座参加者、インターン、学生・生徒等 5,000人	500,000円

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

三菱UFJ銀行 練馬光が丘支店 普通預金	特定非営利活動法人 生態工房
ゆうちょ銀行 振替口座	特定非営利活動法人 生態工房
ゆうちょ銀行 通常貯金	特定非営利活動法人 生態工房

## (注意事項)

- 「寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名」については、口座番号は記入する必要はありません。